

保護者殿

東京都立日本橋高等学校長
杉森 共和

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、「学校において予防すべき感染症」（※別紙参照）には、出席停止期間が定められています。この期間は学校内での感染拡大を防ぐため、り患した生徒は登校できません。なお、出席停止の期間は欠席扱いにはなりません。

これらの感染症の診断を受けた場合には、速やかに学校にご連絡ください。

また、医師より感染のおそれがないと認められ、再登校させる際には、下記「学校感染症による欠席届」を保護者の方が記入してご提出ください。

(※病状によっては医師の証明書を提出していただく場合もございます。)

学校感染症による欠席届

東京都立日本橋高等学校長殿

年 組 番 生徒氏名 _____

医師より下記病名の診断を受けました。

このため _____月 _____日 から _____月 _____日 まで欠席させましたが、医師より感染のおそれがないと認められ、登校可の指示が出ましたのでご連絡します。

病 名 _____

受診した医療機関名 _____

電話番号 _____

令和 年 月 日

保護者氏名 _____ (印)

担任へ提出 (担任はコピーを保健室へ)